

福井県条例第 号

福井県議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

福井県議会委員会条例（昭和四十八年福井県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「副委員長は、」の下に「議長が当該委員会の委員のうちから会議に諮って指名し、または」を加える。

第七条第一項中「委員長および」を「前条第二項の規定により互選する場合において、委員長および」に改める。

第十条中「委員会」を「議会」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

常任委員会、議会運営委員会および特別委員会の委員長および副委員長の選任方法について、各委員会での互選のほかに、議長が議会に諮って指名する方法も加えるため、所要の改正を行う必要があるため、この案を提出する。